

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 病気やけが等により、家庭において寝たきりか寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護・介護予防訪問看護の必要を認めた者に対し、保健師・看護師・准看護師等が訪問して、看護サービスを提供する。この事業所は、介護保険法、老人福祉法、健康保険法等の理念に基づき、老人等の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持回復を図ると共に、在宅医療を推進し、安心して快適な在宅療養が維持できるように支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 (訪問看護)

訪問看護事業の実施にあつては、関係市町村、地域保健、医療福祉サービスと密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。また、事業者は運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。

(介護予防訪問看護)

指定介護予防訪問看護の基本方針として、利用者が可能な限りその居宅にいて、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる支援を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、以って利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

- 2 事業の実施にあつては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保険・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名 称：ぶんすい訪問看護ステーション
- 2 所在地：新潟県燕市笈ヶ島104番地5

(事業の職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 ぶんすい訪問看護ステーションに勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- 1 管 理 者：看護師又は保健師1名
管理者は所属職員を指導管理し、適切な事業運営が行えるように統括する。

- 2 訪問看護師：保健師、看護師、准看護師を常勤換算で管理者を含め2.5人以上とする。
訪問看護職員は訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- 3 その他：理学療法士・作業療法士、薬剤師、管理栄養士、事務職員等、事業の状況に応じて職員を採用する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ぶんすい訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、社会福祉法人長岡福祉協会就業規定（老人保健施設ぶんすい就業規定）に準じ定めたものとする。

- 1 営業日：月曜日～土曜日
日曜日、祝祭日、12月31日～1月3日は休業。
(休日でも緊急時には対応する。)
- 2 営業時間：午前8時30分～午後5時00分
(緊急時については、時間外でも対応する。)

第6条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- 1 利用者がかかりつけの医師に依頼した場合、主治医が訪問看護指示書を訪問看護ステーションに当てて交付。訪問看護ステーションは、指示書により訪問看護計画書を作成し訪問する。
- 2 利用者又は家族が直接訪問看護ステーションに連絡した場合、主治医に訪問看護指示書の交付を求める。
- 3 利用者に主治医がいない場合は、ぶんすい訪問看護ステーションから、近隣医師会あるいは、各市町村のサービスチーム等に調整を求め対応する。
- 4 訪問看護計画を作成し、訪問看護サービスの提供を実施した以降においても、利用者及び家族、居宅サービス事業者との連携を密に行い、必要に応じては介護保険施設への照会などの便宜を図ることとする。
- 5 訪問看護の提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対し、理解しやすいように説明することとする。

(指定訪問看護の内容等)

第7条 看護業務・介護予防看護業務は次の通りとする。

- 1 病状、障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔保持、食事及び排泄等の日常生活の世話
- 3 褥瘡の予防、処置、体位交換、安楽な体位の工夫
- 4 リハビリテーション
- 5 ターミナルケア・死後処置
- 6 認知症患者の看護
- 7 服薬指導及び管理
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の交換・管理
- 10 医師の指示による医療的処置

(緊急時等における対処方法)

第8条 保健師・看護師・准看護師は、訪問看護実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

主治医との連絡が困難な場合、救急搬送等、必要な処置を講ずるものとする。また、保健師・看護師・准看護師は前項について、しかるべき処置をした場合、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

(利用料に関する事項)

第9条 利用料の額は別表に定める。

- 2 利用料の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名を受けること。

(通常の事業実施地域)

第10条 訪問看護の通常の実施地域は下記とする。

燕市、長岡市、弥彦村、出雲崎町、見附市、三条市

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(衛生管理)

第12条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止のための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 その他の留意事項を次の通り定める。

- 1 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研修会参加や自己学習会、他施設との交流の機会を設けると共に、業務体制を整備する。
- 2 訪問看護提供者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業所の責任者は、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うものとする。
- 3 訪問看護の職員は、利用者に対して特定の居宅・入所サービス、医病院等を利用すべき旨の指示を行ってはならない。
- 4 訪問看護提供者は、利用者に対して特定の居宅・入所サービス、医病院等の利用をさせることにより、それら事業所から金品その他財産上の利益を収受してはならない。
- 5 訪問看護提供者は、清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
- 6 訪問看護提供者は、自ら提供した看護計画に対し、利用者及び家族からの苦情に迅速、適切かつ確実に対応し、必要な措置を講ずることとする。
- 7 訪問看護提供者は、看護計画、担当者会議等の記録を整理しておくと共に、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 8 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は長岡福祉協会が定めたものに準ずる。

(施行日時)

第17条 この運営規定は平成12年3月21日から施行する。
この改定規定は平成16年11月1日から施行する。
この改定規定は平成18年3月20日から施行する。
この改定規定は平成18年4月1日から施行する。
この改定規定は平成18年10月16日から施行する。
この改定規定は平成21年4月1日から施行する。
この改定規定は平成24年4月1日から施行する。
この改定規定は平成26年4月1日から施行する。
この改定規程は平成27年4月1日から施行する。
この改定規程は令和5年4月1日から施行する。
この改定規程は令和6年6月1日から施行する。
この改定規程は令和8年6月1日から施行する。